



～酒類販売事業者を支援します～

北海道における緊急事態宣言による飲食店への酒類の提供停止の要請等の影響を受け、
 厳しい状況が続いている道内の酒類販売事業者の方へ、

国の月次支援金に上乗せして支援金を給付します。

対象事業者

北海道内に本店・本社のある酒類製造事業者と酒類販売事業者で、
国の月次支援金を受給している方が対象となります。

※中小法人、個人事業者等に限りません。

※本支援金の申請には **国の月次支援金の給付通知書のコピーが必要** となります。

給付額

2021年5月及び6月の各月において、売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について下記の金額を上限として給付します。

中小法人等 上限 **20万円/月** 個人事業者 上限 **10万円/月**



主な給付要件

- 2021年5月または6月あるいは両月に係る**国の月次支援金の給付**を受けていること。
- 2021年5月から6月の**北海道における緊急事態措置の特定措置区域の飲食店**※1と直接または間接の反復継続した取引のある**酒類販売事業者**または**酒類製造事業者**※2であること。

特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

※1 酒類提供停止の要請等に応じた飲食店とします。

※2 酒類製造免許、酒類販売免許のいずれかを保有している事業者とします。免許通知書等のコピーが必要となります。

- 当支援金の給付を受けた後にも**事業を継続する意志があること。**

受付開始

2021年 **7月30日** 申請受付開始

お問合せ先

酒類販売事業者特別支援金事務局

平日 9:30～17:30 TEL: 011-798-0579

